

2019年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民法（配点：120点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で6ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 この問題は、いわゆる「債権法改正」後の法律（具体的には、平成29年法律第44号（民法の一部を改正する法律）および同年法律第45号（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）による改正後の法律）に基づいて出題されていることから、「債権法改正」後の法律が適用されることを前提として解答すること。

(民法)

第1問

以下の(1)から(6)までの各記述には、内容に誤りがある。どこがどのように誤っているかを説明しなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

(配点：60点)

- (1) AとBとを共同相続人とする相続において、Aは相続財産に属する不動産甲の所有権を遺産分割協議により取得した。当該遺産分割後その旨の登記をする前に、Bの債権者Cが、代位によって法定相続分に従った相続の登記をなしたうえで、Bの法定相続分に係る持分に対し仮差押えをし、その旨の登記がされた。この場合において、Aは、相続開始時に遡って甲を相続によって取得することになるのであるから、甲の所有権の取得を登記することなくCに対抗できる。
- (2) Aは、B酒店から、ビール1ケースを購入し、A宅への配達を頼んだ。Bは、配達するビールを他のビールから分離し、これから持って行くとAに連絡したうえで、車で配達に出かけたが、途中で大雨による洪水に巻き込まれ、車に積んでいたビールがすべて流されてしまった。この場合において、Bは、目的物を分離して債権者に通知したのであるから、民法401条2項前段にいう「物の給付をするのに必要な行為を完了し」ており、Aに対してもはや別のビール1ケースを調達して引き渡す義務はない。
- (3) AはBに対して金銭債権(甲債権)を有している。弁済期はある年の3月30日である。BはAに対して金銭債権(乙債権)を有している。弁済期は同年2月20日である。Bの債権者Cは、同年2月1日に乙債権を差し押さえ、同年2月21日、Aに対して同債権の支払を求めた。この場合、Aは、Cに対して、甲債権と乙債権との相殺を主張して乙債権の支払を拒むことができる。
- (4) Aが所有し占有している動産甲について、BがAに対して有する債権を被担保債権として、AがBに譲渡担保権を設定した。この場合であっても、第三者Cが

(民法)

善意無過失で占有改定による甲の引渡しをAから受けてしまうと、即時取得が認められ、Bは権利を失うことになる。もっとも、Bが譲渡担保権の設定を受けたことを示すためのネームプレートを第三者にわかるように甲に貼り付けておけば、これが譲渡担保権の対抗要件として機能するため、Cによる即時取得はできなくなる。

(5) Aについて保佐開始の審判がなされ、BがAの保佐人となった。この審判によってBはAの法定代理人となるが、AとBの利益が相反する行為については、BはAを代理することはできない。

(6) 事務管理が成立するためには本人の意思は要件とされないが、本人の意思に反して事務管理がなされた場合には、事務管理のために支出した費用を管理者が本人に請求したとしても、その事務管理が本人の意思に反していたことを証明すれば、本人は費用の償還義務を免れることができる。

(民法)

第2問

以下の【事実】を前提として、後掲の問1から問3までに答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。また、解答においては、利息および遅延損害金は考慮しなくてよいものとする。

(配点：60点)

【事実】

1. ある年の1月頃、Aは自らが経営する商店の運転資金を調達するため、取引先のBに対して2000万円の貸付けを依頼した。Bは、Aに対して、高額の貸付けなので、担保を用意してほしいと答えた。
2. 同月20日、Aは叔父Cに対して、Bから2000万円を運転資金として借り入れるので、ついては保証人になってほしいと依頼したところ、Cから承諾を得ることができた。これを受けてAは、Bに対して、Cから保証人となることの承諾が得られた旨を電話で連絡した。
3. 同年2月上旬、Aは、Bから、親類の保証人では不安が残るので、物的担保も用意してほしいとの連絡を受けた。そこでAは、知り合いの実業家であるDに担保について相談した。Dは、当てがあるので、少し時間がほしいと返答した。
4. 同月25日、Dは、資産家Eに対して、「Aから200万円借金したいので、土地を担保として提供してもらえないか。謝礼として20万円を支払う。3か月後には取引先から売掛代金が入金されるので、Aにはその時に弁済できる。面倒な手続も全部自分がする。絶対に迷惑はかけない」と述べた。Dを信頼したEは、Dに対して、AのDに対する200万円の貸金債権を被担保債権とする抵当権を自己の所有する土地（以下「甲地」とする）に設定する契約を行う旨の代理権を与え、代理人氏名欄および委任事項欄が白紙のままの委任状（以下「本件委任状」とする）、印鑑証明書および実印を交付し、甲地の登記識別情報を教え、以上と引き換えに、Dから謝礼として20万円を受け取った。

(民法)

5. 同年 3 月 1 日、Dは、Eから交付された本件委任状、印鑑証明書および実印をそのままAに引き渡し、登記識別情報も伝えた。Aは、Eが自分の借金のために甲地に抵当権を設定することを了承してくれたものと考え、Dに対して、謝礼として、80万円を支払った。
6. 同月 3 日、DはEに対して、「Aからの融資にあたって、担当者が甲地を見に来るかもしれない。不信感を抱かれても困るので、適当に話を合わせておいてほしい」と述べた。
7. 同月 7 日、Eによる担保の提供をAから聞かされたBは、抵当権の設定にあたり、甲地を見に行くことにした。現地ではEが出迎えて、「Aさんにはいつもお世話になっているんです」と答えた。
8. 同月 13 日、Bは、Aが人的担保のみならず物的担保も用意したので、Aに対して、弁済期を同年 9 月 15 日として 2000 万円を貸し付けた（以下「乙債権」とする）。これと同時に、Aは、Cから交付されていた委任状および民法 465 条の 6 の定める公正証書をBに対して示し、Bとの間で、Cの代理人として、乙債権の履行を保証する契約を書面により締結した。また同日、Aは、Dから譲り受けた後に代理人欄に自己の名前を、委任事項欄には「甲地に対する抵当権設定に関する一切の件」と記入しておいた本件委任状をBに対して示し、Bとの間で、Eの代理人として、乙債権を被担保債権として甲地に抵当権を設定する契約を締結し、抵当権設定登記手続をした。

問 1 同年 6 月 1 日、Eは、Aへの弁済について確認するためにDに連絡したところ、Dはもう少し時間がかかると答えるので、気になって登記簿を調べると、甲地には、AではなくBが債権者である乙債権を被担保債権とする抵当権設定登記がなされていることが分かった。そこでEは、同月 10 日、Bに対して、抵当権設定登記の抹消登記手続を請求した。Eの請求が認められるかどうかを検討しなさい。

(民法)

問 2 同年 7 月 1 日、E から抵当権設定登記の抹消登記手続請求を受けた B は、貸し倒れの危険性を感じ、直ちに A から乙債権を回収したいと考え、弁護士 L に相談した。L は、B に対して、錯誤を理由として金銭消費貸借契約を取り消すことで、A から乙債権を回収する手段を提案した。この手段が認められるかどうかを検討しなさい。

問 3 同年 9 月 15 日を過ぎても A から返済を受けることができなかった B は、甲地に設定された抵当権を実行し、配当金として 2000 万円を受け取った。甲地を失った E は、A に対して求償権を行使し、2000 万円の支払を求めた。しかし、A がとても支払えないというので、E は A との間で、求償額を 1500 万円とし、同年 11 月末までに支払うこととする確認書を取り交わした。ところが、同年 12 月になっても A からの支払はなかった。このとき E は、C に対して、保証債務の履行を求めることができるかどうか、またできるとしてその金額はいくらになるかを説明しなさい。

<出題の趣旨等 2019年度 民法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、民法の各領域にわたり基本的な知識を確認する問題である（詳細は採点基準を参照）。

第2問は、問1では白紙委任状を用いた無権代理行為の場合における表見代理の成否について、問2では錯誤による取消しの成否について、問3では弁済者代位の基本的な理解について、問うている。

なお、言うまでもないが、他の論述試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的な学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問（計60点）

小問(1)～(6) 各10点

第2問（計60点）

問1 30点

問2 20点

問3 10点

合計120点

〔採点基準〕

第1問について

(1)については、遺産分割後に第三者が登場する場合の物権変動のあり方を踏まえ、関連する条文（民法909条、177条（または相続法改正後の899条の2第1項））を適切に挙げながら、誤りを説明する必要がある。

(2)については、Bの負担する債務が持参債務であることを踏まえて、誤りを説明する必要がある。

(3)については、いわゆる差押えと相殺の問題であるが、民法511条1項のみならず、相殺の要件を定める505条1項に留意して、誤りを説明する必要がある。

(4)については、占有の取得が占有改定による場合につき判例は即時取得を認めていないことに加え、譲渡担保権の設定を示すネームプレートは、対抗要件としての機能を有しな

い一方、即時取得の無過失要件の充足を妨げうることを踏まえて、誤りを説明する必要がある。

(5)については、保佐人は、特定の法律行為について代理権を付与する旨の審判がなされないかぎり代理権を有しないことを踏まえて、誤りを説明する必要がある。

(6)については、事務管理における費用償還請求の要件を踏まえて、誤りを説明する必要がある。

第2問について

問1では、Eによる請求がAの無権代理行為による無効を前提とする請求であることを確認した上で、Bによる表見代理の主張の成否を検討することになる。表見代理の根拠規定を明確に意識した記述が求められる。

問2では、BがAに対して行った意思表示が錯誤により取り消しうるものであるかどうかを、民法95条の定める各要件に照らして検討する必要がある。検討すべき条文は問題文から明らかであるから、丁寧な解釈を展開することが求められる。

問3では、抵当権の実行により消滅したはずの原債権が求償権からは独立して存在し、債権者から抵当権設定者へと移転すること、複数の弁済代位権者が存在する場合について501条3項が存在することを説明した上で、原債権に代位するという弁済者代位の基本構造に基づいた検討をすることが求められる。

以上